

### 令和2年 第5回臨時会

# 会議録

(令和2年8月17日)

枕崎市議会

### 令 和 2 年 枕崎市議会第5回臨時会会期及び会期日程

- 1 会 期 1日間(8月17日)
- 2 会期日程

月日(曜)	区 分	時 間	内容
8月17日(月)	本会議	前 9:30	<ol> <li>開 会</li> <li>開 議</li> <li>会議録署名議員の指名</li> <li>会期について</li> <li>議案上程(日程第3号)</li> <li>提案理由の説明</li> <li>質疑、討論、表決</li> <li>閉 会</li> </ol>

## 本会議第1日

(令和2年8月17日)

### 令和2年枕崎市議会第5回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和2年8月17日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件	名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名		
2		会期について		
3	5 5	令和2年度枕崎市一般会計補正予算(第6号	)	

○ 本日付議された事件は議事日程 (第1号) のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中 原 重 信 議員 2番 眞 茅 弘 美 議員 3番 上 迫 正 幸 議員 4番 沖 袁 強 議員 5番 禰 占 通 男 議員 城 森 史 明 議員 6番 7番 吉 松 幸 夫 議員 周 作 議員 8番 吉 嶺 9番 立 石 幸 徳 議員 10番 下 竹 芳 郎 議員 永 野 慶一郎 議員 12番 東 君 子 議員 11番 13番 清 水 和 弘 議員 14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

沖 園 信 也 事務局長 松 章 子 書記 田 代 勝 義 書記 溝 П 達 也 書記 田

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

祝 成 市長 前 田 小 泉 智 資 副市長 本 田 親 行 総務課長 東中川 徹 企画調整課長

鮫 島 寿 文 水産商工課長 堂 原 耕 一 企画調整課参事

佐藤祐司 財政課長 山口英雄福祉課長

桑 原 英 樹 水産商工課商工振興係長 大 江 武 史 水産商工課観光交流係長

松崎信二建設課長原田博明農政課長

田 中 義 文 健康課長 小 湊 哲 郎 農政課参事兼耕地林務係長

新屋敷 増 水産商工課参事 Ш 崎 満 市民生活課長 恵美子 監查委員事務局長 流 監査委員 小 峯 水 敏 幸

堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長 田 中 幸 喜 総務課参事

中 原 勝 一 総務課危機管理対策係主任 山 口 美津哉 会計管理者兼会計課長

丸 Щ 屋 敏 教育長 宮 原 司 教委総務課長 満 枝 賢 治 学校教育課長 上 粛 信 生涯学習課長

中嶋章浩文化課長 豊留信一保健体育課長兼給食センター所長

山 元 恵 子 企画調整課政策推進係長 福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長

家 弓 弘 一 農政課主幹兼特産振興係長 岩 下 慎 矢 水産商工課主幹兼水産振興係長

山 口 太 総務課主幹兼行政係長

#### 午前9時30分 開会

**〇中原重信議長** 令和2年第5回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として、4番沖園強議員、11番永野慶一郎議員を指名いたします。 次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇中原重信議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** ただいま上程されました議案第55号令和2年度枕崎市一般会計補正予算(第6号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,125万9,000円を追加し、予算総額を174億3,005万9,000円にしようとするものです。

今回の補正予算につきましては、国の令和2年度第2次補正予算に盛り込まれた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び学校に対する国庫補助金を活用した事業を計上しております。

具体的には、公共施設等の感染症対策をこれまで以上に進めるための各種事業に加え、「新しい生活様式」に対応するための営業スタイル推進事業、外国人技能実習生受入支援事業補助、ガンバル漁業生産者の市場使用委託手数料等支援事業補助、新生児への臨時給付金給付事業などの新たな施策や中小企業等事業継続支援事業などの増額もお願いしております。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

**〇中原重信議長** お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**〇中原重信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行いますが、質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は議案第55号についてですね、本市のコロナ対策上極めて重要な事業ばかりだと感じておりますので、私自身が一つずつ、特に関心を持たれる部門についてですね、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、この地域産業の関係で農業の面でですね、コロナ対策上初めてといいましょうか、今ま

でいわゆる耕種部門のコロナ対策、花卉とか、お茶に対する対策が幾つかあったと思うんですが、この畜産の関係で、肉用牛生産者の経営に対する補助が出てきているんですね。説明資料の(5)と、給食の関係もありますので(5)、(6)、2項目が肉用牛の関係になっていると思います。まず、本市のこの枕崎牛といいましょうか、畜産業者、特にその牛の関係の実態、このコロナを踏まえてですね、どういう実態になっているのか、その販売価格等ですね。どういう状況で生産者の方が具体的に事業経営上どのような悩みをお持ちなのか、その点について最初に教えていただきたいと思います。

**○原田博明農政課長** まず、今回の肉用牛生産者経営継続対策事業補助につきまして、対象となる肉用牛の生産者につきましては、8戸の農家を対象としています。肉用牛の肥育の農家が7戸、それから子牛を生産する繁殖牛の農家が1戸ということで8戸、枕崎市には肉用牛の生産者がいらっしゃるということでございます。

今、議員のほうからありました各農家の方々の状況でございますが、やはり枝肉の価格が低迷している。特に4月、5月ぐらいからかなり低迷したということで、通常の価格と比べて2割から3割ぐらい減少しているということでお聞きしているところでございます。最近になりまして、若干価格については盛り返してきている状況というふうには伺っていますが、まだまだ厳しい状況だということでございます。

畜産、特にこの肉用牛農家につきましては、国の対応ということでですね、経営安定特別対策 事業等もございましたので、通称牛マルキンという制度でございますが、この制度等を活用して 経営をしているところでございますけれども、やはりその支援といっても、9割の支援というこ とになりますので、約1割は農家が負担しているということでかなり厳しい経営状況を強いられ ているというような状況でございます。

**〇9番立石幸徳議員** 今、農政課長のほうで紹介のあったこの牛マルキン、私自身も資料要求を しておりましたので、ここに出されているんですけどもね。この国の制度を活用しているという ことですが、その国の制度の活用の実態ですね、これは農政課のほうでは確認といいましょうか、 把握されているんですか。

**○原田博明農政課長** 先ほど説明いたしました本市への肉用牛生産者につきましては、黒毛和種農家が4戸、それから交雑種農家が5戸、それから乳用種農家が1戸ということで、若干ダブっている農家もいらっしゃいますが、この肉用牛の対象となっている肉専用種、交雑種、乳用種の3区分につきましては、本年2月からこの牛マルキンについて発動がされているところでございます。

本市の農家につきましても、この交付金を受けているということで伺っているところでございます。

**〇9番立石幸徳議員** もう少し詳細にですね、お尋ねしたいんですが。といいますのは、本市の 農業全体の生産額の中で耕種部門もさることながら、本市の場合はこの畜産の生産に占める比重 ちゅうのは非常に大きいものがあるわけですね。ですから、畜産の関係のこの推移というのは市 全体としてもかなり注目をしていかなければならないと思うんですよ。

今、資料にもあるように国がやはり標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を国が補助する、交付するわけですけどね。ただ、これには本年5月からですね、この標準的販売価格というものを、その算定の仕方を全国都道府県の県別から全国を10ブロックに分けて、ブロックの算定方式に変えたんですね。

そうしますと、このことが今まで高い牛肉の場合もかなりブランドがあって、高く売れるところと、一般的なところとあって、交付金が非常に少ないという不平が出て、今国のほうではこのブロック制を再度見直そうという動きになっているんですよ。

そうしますとね、実際、この標準的販売価格と標準的生産費、本市の場合は、この部分はどう

いう形で価格が位置づけられているんですかね。

**○原田博明農政課長** この交付金の算定といいますか、先ほど議員が言われました黒毛和種につきましては、ブロックごとに今算定されているところでございまして、その中でも県ごとにですね、交付額等につきましては若干、それぞれ算定しているところで差があるところでございます。

本県の黒毛和種につきましては、5月分で標準的生産費が123万0,826円というふうになっております。標準的販売価格につきましては、97万2,007円ということで、差額が25万8,819円というふうなことで算定されております。これに対して、交付金につきましては、概算交付金として22万8,937円が交付されております。この交付後の損益につきましては、マイナス2万9,882円ということになりますので、この分は生産者が負担しているということになっております。

交雑種につきましては、ブロックごとではございませんで、全国一律ということで算定がされているところでございます。標準的生産費が77万5,024円、標準的販売価格が61万2,557円となっておりまして、差額が16万2,467円となっております。これに対して、概算交付金が14万2,220円交付されておりますので、この交付後の損益につきましては、マイナス2万0,247円ということでございます。

ただ、先ほど言いました本市の標準的生産費また標準的販売価格ということになりますと、やはり市場から離れていることもあってですね、標準的生産費につきましては、標準よりも若干かかっているのかなというふうに推測しているところでございます。

**〇9番立石幸徳議員** 私、先ほども少し申し上げましたけど、本市の畜産振興上ですね、どうもこの全体的に畜産に関わる補助支援の在り方が、本市の場合、政策的に足りないんじゃないかという感じを持っているんですね。

国の制度も当然ございます。しかしながら、お隣の南九州市ではさきの6月議会で、当然コロナ禍の畜産の不振を踏まえて、当局のほうで、南九州市は肉用牛特別導入事業基金、基金を持ち合わせているんですね。

つまり、こうして、今コロナの状況で、ほかの産物もそうですけれども、畜産が不振になった 場合もありますけど、牛、豚、その他、鶏も含めてですね、やはり畜産に関するものは、頻繁に といいましょうか、伝染病かれこれ発生し、そのたびにいろんな形でどういった補助をしようか というのが論議になるわけです。しかし、本市の例規集を照会しても、何一つ本市の畜産振興に 関わる補助、支援策は出ていないわけです。

最後に、この点で市長のほうに、今後ですね、こういう畜産全体に関わる本市の支援、補助、 そういう在り方をですね、検討していただきたいと思うんですが、市長の見解を聞いておきます。 〇前田祝成市長 ただいま議員からございました畜産に対する補助ということで、検討をという お話でした。

確かにですね、これまではそれぞれの事があったときの対応という形になっていたというふう に思います。ただ、畜産全体をっていうことで考えたときにですね、今おっしゃられた鶏だとか 豚だとかっていうのは、今回のコロナ禍では非常に値段もいいというふうに聞いています。牛に ついては、高級牛を中心に非常に値段が厳しいというふうに聞いています。

ですので、その辺りのところをよく考えた上で対策は取っていかないといけないだろうなと、 個別具体的に取っていかないといけないだろうなというふうには思ってはおります。

ただ、議員がおっしゃられるようにですね、畜産の農業生産に対する構成率っていうのは確か に高いものがございますので、その辺りについてはですね、畜産としての何か支援策と、畜産全 体としての支援策というのもですね、ひとつ、必要であろうというふうに考えますので、そこに ついては、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。

**〇9番立石幸徳議員** 畜産振興については、また一般質問等でもですね、改めて取り上げてお尋ねをさせていただきたいと思います。

次に、同じ産業関係の支援で、今回、ガンバル漁業生産者の事業補助、この部分が出ているんですが、資料も要求して、ここに幾らかその事業概要が出ているんですけど、もう一つ分からないんですが、本市の枕崎漁協組合員に関しての補助になるんですけれども、今現在、この漁協の組合員の漁業のコロナ禍での状況、これ先ほど畜産でも聞きましたけど、漁業の状況はどういうふうになっていると担当課のほうでは把握しているんですか。お尋ねをいたします。

○鮫島寿文水産商工課長 漁業関係の市況の状況ですが、まず近海魚、沿岸漁業のほうの魚種別の状況を申し上げますと、ほとんどの魚種で、コロナウイルス感染症の拡大、2月ぐらいから始まりまして、特に4月、5月、そこで高級魚と言われますイセエビやトサカノリ、そういった部分が2割から4割の減と単価の減少が見られております。

また、アジであったり、イサキであったり、そういったものについても、イサキにおきましても3割ぐらいの単価の減少ということで、コロナウイルスの関係で飲食店、外食関係を中心にそういった需要の低迷があり、その関係で農産物また水産物におきましても、需要の低迷で単価が、浜値が下がっているという状況であります。

また、近海漁業の中型まき網船におきますムロ、アジ等につきましても、県内の特に養殖関係、ハマチ、ブリ、カンパチ、そういったものの餌として提供しておりました魚種について、サバの小さい型のサバ子と言われるウルメも含めてそういったものが5月、6月で5割、6割の単価の減少が見られております。

こういったことで、近海の沿岸漁業の皆さん、それと船団を組んで中型まき網船で利用されている漁業者の事業者2者市内にございますが、非常に厳しい経営状況にあるということで把握をしているところでございます。

**〇9番立石幸徳議員** 具体的な対応策としてですね、市場使用料の使用委託手数料、それから鮮度保持の氷代ですね。ここらについては業者ごとにきちっと把握ができている、これは漁業協同組合のほうから資料提供をいただいて、そしてそれに本市のこの補助金を充当していくとそういう形になるんですかね。

そして、上限を100万円ということなんですが、実際上は100万円という額は、私ども手数料とか氷代というのはよく分からないんで、金額的にはどういうふうな捉え方をすればいいのか、その点を教えてください。

○鮫島寿文水産商工課長 上限100万円ということで少し高額に思われますが、まず沿岸漁業におきましては、沿岸漁業で生計を立てている漁業者ということで、これまでの実績、議員がおっしゃいました漁協からの情報提供等で試算をしているところです。

総額600万円のうち400万程度を沿岸漁業の方かなということで試算しております。市場使用 委託手数料及び鮮度保持用の施氷料と合わせて考えているところです。1漁業者当たりにします と、数万円から10万、20万円の補助になるのではないかなと考えているところです。

もう一方の中型まき網船は、漁業者2者、生産組合と法人があるんですが、ここの水揚げといいますのは、やはり水揚げ規模が億を超えているところです。

1者当たり市場使用委託手数料及び施氷料については年間で2,000万円程度になるのかなと思っているんですが、これの支援ということで、上限を100万ということで設定をしたところです。 沿岸漁業の方におかれましては、こういった100万という上限の数字にくる補助額の方はいらっしゃらないかなと思っているところです。船団を組んでまき網漁業をされている事業者2者の上限ということで100万円を設定したところです。

**〇9番立石幸徳議員** 今、全国的にも水産物の関係では宴会がないということで、やはり先ほど 水産商工課長のほうからも出たように、高級魚のですね、イセエビということも言われましたけ ど、高級魚が全国的にも非常に不振だということで、私自身もこの事業は非常に妥当な事業では ないかと思いますのでね、またいろんな事業を推進する中できめ細やかな対応をしていただきた いと要望をしておきます。

次に、この外国人技能実習生受入支援事業の関係なんですね。

これも本市地場産業のいわゆる実質的な労働力確保という意味で、非常に大きな問題となっていると思います。

実際、本市においては、今現在でですね、もう既にこの技能実習の研修期間が到来しているの に、いわゆるコロナ禍で帰国、ふるさとに帰れないというようなそういう状況にある実習生とい うのは何名ぐらいおられるんですかね。

○鮫島寿文水産商工課長 現在、技能実習生が水産加工業、水産関係でも300名近くいらっしゃいます。その中で、入れ替わりということで3月、4月に替わる予定の方が3年を過ぎました方がいらっしゃったんですが、それを合わせて今年度の3月までに入れ替わり入国をされる方が交代で、合計で100名程度いらっしゃいます。

3月、4月から7月までで、今議員がおっしゃいました何名ぐらいいらっしゃるかというのは 細かい資料を持ってきておりませんが、今年度といいますのは4月から3月までで100名ぐらい の方が入れ替わる予定ということで把握をしているところです。

**〇9番立石幸徳議員** 研修期間がもう既に来ているのに帰れない。今、課長のほうから説明があったように、この技能実習制度は入れ替わりっていう形で進んでいきますので、当然その分来れなくなってきている実情もあるわけですね。

物理的に来れないちゅうのもあるんですけれども、ただ研修期間が到来しているのに帰れない という方々のいわゆる生活費といいましょうか、そういういろんな形での給料かれこれ、これは どういうことになっているんですか。

**○鮫島寿文水産商工課長** 本国のほうへ帰国できない方につきましては、入管のほうで4月以降 ビザの延長等の手続がされて、3か月または6か月とか最長、場合によっては令和3年4月ぐら いまで延長できるというような調整がされているところですが、実際に戻れなかった方、技能実 習生につきましては、かつおぶし工場のほうで、引き続き雇用されていると伺っております。

また、そこの賃金につきましても雇用調整助成の対象になりまして、雇用調整助成金の申請を されれば、会社のほうへその分の賃金、給与ということで一定の支援があるということで伺って おります。

**〇9番立石幸徳議員** 国のほうでも、今課長から紹介があったように特別措置が講じられている みたいですね。ただ、3か月、6か月なんですけれども、もう本当にその期間で大丈夫かと。

実際、今月からはベトナム便が飛んで、ベトナムからも新しい研修生も来れるんじゃないかっていうことで伺っておりましたけど、実態は来れない。もう少し詳しく県の行政担当にも聞くと、10月頃からでしょうかとか、なかなかこの研修生の受入れも簡単にその見通しはできない状況にあるんですよね。

今度出されている事業は、具体的にはその新しく入国された方々が宿泊施設等に滞在すると。 これは滞在期間はどのぐらいの期間を見てて、どこに宿泊させるのか、この点をこの部門では最 後に聞いておきます。

○鮫島寿文水産商工課長 当初、6月の中旬ぐらいには、議員がおっしゃったとおり8月末ぐらいまでで規制が解かれて、特にベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国においては、先に日本への渡航ができるのではないかということで思っておりました。

私も県の外国人材受入活躍支援課ですかね、そこと今回、受入支援補助事業の打合せをする中でも確認したんですが、6月にベトナムのほうは350名程度の感染だったものがですね、死者もいなかったんですが、8月に入りまして800人を超えて感染が増えて、その中で2国間の協議の中で10月24日まで全便運休ということで情報が入りました。

この支援事業をするに当たって9月以降は日本へ来れるのではないかということで管理団体と

も話をしていたんですが、状況的には議員がおっしゃったとおり10月の中旬ぐらいまではベトナムであってももう来れないと。あと、フィリピンの方等も結構多いんですが、フィリピンにおきましてもそれ以降になるであろうという情報を得ております。

お尋ねの待機の期間ですが、2国間の協議によっていろんなPCR検査とかそういった感染防止の未然の防止対策、検疫強化の取組があるところではありますが、国のほうで日本における新型コロナウイルス感染症に関する水際対策強化ということで4つほどございます。

入国の拒否の地域、それと先ほど申し上げました検疫強化措置、それと査証制限措置、そして 外国との間の航空旅客便の減便・抑制、こういった4つの中でですね、検疫強化につきましては、 厚生労働省からのメッセージが要請ということで発せられているところです。

内容的には、入国から起算して14日間につきましては、宿泊施設等で不要不急の外出を避け 待機することが要請されていますと。そして、国内移動につきましては、公共交通機関を使用せ ずに移動することが条件とされていると、会社等による送迎、レンタカー手配で移動手段の確保 をするようにとされているところです。

これにつきましては、厚労省からの要請であり、マストではないんですが、本市のかつおぶし関係の事業者等と協議をする中で、やはり枕崎市内のほうにコロナウイルス感染症を持ち込ませない、また住民の安心安全のためにもやはり2週間程度、ベトナム、フィリピンから入国ができる空港ですね、今のところ成田と関空。今、中部とか福岡もお願いしているようですが、成田等の近辺の宿泊施設、ホテル等に2週間程度の待機をすると。その費用を今回幾らか、1人当たり上限15万ということで支援をしていくということを考えているところです。

**○9番立石幸徳議員** それから、従前からの事業で中小企業等事業継続支援、家賃補助の関係ですね、これが5月15日の臨時会で50件で出されていたのが6月補正で80件、今度また110件ということで、2回補正をしながら増えてきているんですね。

そして、この増加している原因あるいは業種別といいましょうか、どういうところの分野がこの事業継続支援の家賃補助を受けているのか。それで今後の見通し、そういうものを含めて、この件についての説明をお願いしたいと思います。

○鮫島寿文水産商工課長 中小企業等事業継続支援事業の補助金の交付状況ですが、8月11日 現在で91件、1,100万9,000円の交付決定をしております。

お尋ねの業種につきましては、宿泊・飲食サービス業合わせて40件交付決定をしております。 あと、多いところでは卸売・小売業が13件、宿泊・飲食サービスに戻りますが割合的には44%、 卸売・小売業13件の割合は全体の14%、それと生活関連サービス業、娯楽業ということで12件、 13%となっております。宿泊・飲食サービスのうち飲食店が39件ということで最も多い業種と なっているところです。

今後も問合せ等がまだございますので、今回30件程度の予算をお願いして、ほとんどがある 程度の周知がいって、現在まで申請がされているものと思っております。

○9番立石幸徳議員 全体的な中で、私、この教育関係ですね、小・中学校保健特別対策事業なんですけどね、これは半額を地方創生のほうで見るということになるんでしょうが、明日も総務委員会の所管事務調査でこの学校関係の感染症については、調査をするわけですけれども、1点だけですね、空気清浄機、これを導入っていいましょうか、備えるっていうことなんですが、これは本市の公立小中学校全教室にこの空気清浄機というものを備えることになるんですか。

それから、空気清浄機の役割といいましょうか、普通はこういう密室を避けるためには換気、 空気を入れ替えなさいということで、コロナ対策上は言われておりますが、この空気清浄機のコロナ対策上の役割というのはどういうふうに理解すればいいのか、この点を最後に聞いておきたいと思います。

〇満枝賢治学校教育課長 まず、この学校保健特別対策事業の内容について御説明をしたいと思

います。

この国庫補助事業なんですけれども、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等を支援する事業が含まれております。これは各学校が学校再開に関して感染症対策等を徹底しながら児童及び生徒の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう学校教育活動の再開を支援する経費を補助するものです。

補助率は国庫補助が50%となります。この国庫補助の1校当たりの上限額が児童生徒1人から300人の学校に対しましては50万円、児童生徒300人から500人の学校に対しましては75万円です。

本市は、枕崎小学校が300人を超えておりますので、75万円の補助は枕崎小学校のみとなります。他の小中学校につきましては、300人を下回っておりますので50万円の補助を受けられることになります。

補助上限額は425万円です。この425万円が50%の補助分ですので、総事業費はこの2倍、850万円となります。内訳としましては、小学校費、枕崎小学校が150万、桜山小、別府小、立神小が100万ずつで450万。中学校費、枕崎中、桜山中、別府中、立神中全て100万円ずつですので400万となります。

国庫補助が425万円ですので、残りの425万円は、先ほど議員からもありました全教室に空気 清浄機をという質疑ですけれども、先ほど申し上げました学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応す ることができるようということですので、空気清浄機が欲しいという学校もありますし、サーキ ュレーター等、強力な大きな扇風機が欲しいと言っているところもあります。

空気清浄機につきましては、やはり空気を回すだけですので、窓を開けての換気というのは必要になってくると思いますけれども、開けるまでの時間にですね、空気の清浄を保つということで空気清浄機が欲しいという学校もあるようです。

密接を避けるということで、ほかにも空気清浄機だけではなくて、教室を分散したいというために教室から別のところに行くところ、エアコン等が設置されてなければスポットクーラーを希望したいという学校もあります。

ですので、繰り返しになりますが、校長の判断で必要な物、感染症対策、あと学習保障に関するものを購入できるようにという事業であります。

- **〇中原重信議長** ほかにありませんか。
- ○5番禰占通男議員 今、質疑がありましたけど、この感染症対策、中小、個人の事業者支援は 分かるんですが、本市はそういう対策に取り組んで、一番の問題は消費を上げることだと思うん ですけど、いろいろプレミアムも計画されて実施されております。

ところが、本市のこのプレミアムという名の下に、ほかの市町村としたらちょっと見劣りする んじゃないかと、前も議会でそういう議員の発言もありました。

であれば、今、この感染症対策、事業者支援がなされた、それで経済を以前の状態に戻すのもまだ時間はかかると思いますけど、市長は、今、近隣市町村が取っているこの経済の回復に対する支援について枕崎はまだプレミアムについてもかさ上げ、積み上げる余地があるのではないかと私は思っているんですけど、市長の考えはどうなんでしょうか。

**〇前田祝成市長** 今、質疑がありました消費の拡大のためにということで、市民に対してプレミアム商品券であるとか、あるいは商品券の配布であるとかですね、給付金であるとかっていうことも一つの方法としてはあるだろうと思いますが、以前の議会答弁でも申し上げておりますとおり、まずは市民お一人お一人の雇用をしっかり守るということを一番に考えてやっているのが、本市の支援策だというふうに御認識いただきたいと思っております。

生活者の方がですね、コロナが発生する前とできるだけ同じ状況の収入の形を残したいという ことがありまして、雇用調整助成金の活用であるとか、事業継続のための様々な固定費の支援で あるとかっていうことをやっております。

ですので、お一人お一人に対して、例えば近隣でやっているような1万円の商品券を配布する とかっていうようなですね、施策というのはなかなか継続性という部分でいうと、私はちょっと 疑問を持っているところでございます。

ですので、見た目はですね、2万人に対して1万円の商品券を配る総額2億円の支援策という ふうになるかもしれませんが、それがですね、持続可能な経済の活性化のために、どれだけ効果 があるのかっていう部分については、非常に私自身は疑問を持っておりまして、それよりもしっ かりとその生活者のための雇用を守る、雇用が継続していくっていう経済状況をつくっていくと いうことを前提に、支援策というのは考えていくべきかなと今のところはそういう考えでおりま す。

**〇5番禰占通男議員** 私も他市のホームページを見たところ、大きなプレミアムのそういう事業をやって、以前の程度には戻らないけど、ある程度期待するほどになったという自治体のホームページも、この南薩のホームページです、ありました。

それで、今市長がおっしゃられるようにいろいろな策もあるでしょうけど、私は本当はこのプレミアム商品券というのは買うやつですよね。これは物すごく反対なんですよ。何でかというと、前も議会でも言ったんだけど、一月の生活がぎりざりなのに、商品券なんか買ってる暇はないということですよ、実際。そして、ある方が、私が議員になったときに、商品券を買いなさいとお金を貸して、返すのはいつでもいいからというそういう話を私はじきじきに聞きました。

実際、お金のある人への優遇措置ですよ、お金がある人はいっぱい買っていっぱいプレミアム を利用すればいいわけですから。実際は、そこを行政は考えていくべきじゃないかと。

それで、今市長も言いましたように経営を守ることは大切ですよ、従業員、職員、家族。だけ ど、そこに見えるのは、その方々が作っている、提供している物が売れなければ何もならんです よ。

今、本市も枕崎の生産品をあちこち送りましょうとやっていますよね。それだって、今市長が言いましたように10万円の給付金じゃないけど1万円配って2万人に2億円、それで自分の家族や県外の方に送ってくださいちそういう方法もあるわけですよ。そしたら、枕崎の困っている業者の在庫もはけますよ。

やっぱりそこは、行政として業者といろんな解決方法があると思うんですよね。やはりそこまで私は、今回の場合は特別ですよ。これからもあるか知らんけど、日本全国いろいろ流行性感冒いろんな名前がついていますけど、皆さんが初めての経験で右往左往しているわけでしょう。そしたら、この枕崎から何かこの手本になるような発想ちゅうのも私は発案するのもできるならそうしてもらいたいと思う。

ですから、本市に特別チームがあるのかどうか知らんけど、やっぱりそういう発想を、若い人でも何でもいいですよ、庁舎の人なんかと気軽に提案してもらえる組織づくりというのもためになるんじゃないですか。市長、どうなんですか。

**〇前田祝成市長** 今ございました経済を活性化させるために、枕崎の業者の商品をいかに販売していくかという部分についてはですね、非常に必要なことだというふうに思っております。

そこについて、今回コロナウイルスの感染症対策本部を立ち上げているわけですけれども、その中でですね、タスクチームといいますか、感染症対策部あるいは経済対策部ということでですね、具体的な行動をできるだけ早くアクションを起こしていこうということでですね、タスクチームを対策本部の中につくっております。

その中でですね、経済対策部に関しましてはですね、関連部門の係長で構成してですね、そしてその関連の部分の中でも特に若い職員等をですね、皆さんから意見を伺いながらですね、そういう新しい施策というのはやっていきたいなというふうに思っています。

日頃から、課長会の中でも言っていますが、これは課長にだけ言うことではなくて、課長が全 ての御自分の所属の中でですね、全ての職員の能力を総動員してアイデアだったりとかですね、 企画を立ててくれということでですね、それを常々話をしております。

今回の例で一つ申し上げますとですね、「枕崎の、仕送り。」っていう企画があったんですけれども、県外に住む枕崎出身者の方々、あるいは若い出身者の方々、あるいはふるさと会に加盟されている方々に対してですね、枕崎の商品を提供しております。それも一つの枕崎の経済活性化の一つかなというふうに思っております。それにつきましてはですね、若い職員のアイデアで出したものです。

そうやってですね、企画が前回32出ました。今回も数十の企画が出ていますが、全てですね、 それは全職員の知見といいますか、アイデアを総動員した形で最終的にこういう形になったとい うふうに御認識いただければというふうに思います。

議員から御指摘のようにですね、そういう空気を庁内の中でもですね、もっともっとさらにつくっていくべきだというふうに思っておりますので、そこについてはですね、今後もさらに努力していきたいというふうに思います。

- ○4番沖園強議員 先ほども出たんですけど、教育振興費50%の国庫補助事業を活用したと。 そうすると、ほかの事業が全て地方創生臨時交付金事業75%、25%の本市の上乗せということ ですよね、早く言えば、一般財源。その国庫補助事業50%を選択した理由は何ですか。
- **〇満枝賢治学校教育課長** 先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症対策のために学校 に何が必要なのかというものを一番よく分かっているのは学校であります。

学校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができる、そういうことを支援する経費を補助するということでしたので、こちらをぜひ活用したいというふうに考えて、それぞれの学校に実態に応じた感染症対策、学習保障に努めることができるのではないかと思ってこの補助事業に手を挙げたところであります。

- **〇4番沖園強議員** その補助事業を活用したのは分かるんですけど、臨時交付金事業で取り組めば、75%の事業ではできなかったのかということでお聞きしているんですけど。
- **〇堂原耕一企画調整課参事** ただいまお尋ねの小・中学校保健特別対策事業についての財源についてですが、地方創生臨時交付金の配分と申しますのが何段階かに分かれて配分がされているというのは御存じかと思うんですが、そのうち今配分されておりますのが地方単独事業に対しての配分でございます。

地方創生臨時交付金の充当される事業のもう一つの中身といたしまして、国が今年度の補正で打ち出しております国庫補助事業の幾つかの地方負担分に充当される予定となっております。その充当される予定の補助金名称等はもう既に明らかにされているところでございます。

その中の一つとして、今お話しになっております小・中学校保健特別対策事業というのは、その地方負担分については地方創生臨時交付金が充当される事業となっております。ただ、配分そのものが、まだ国のほうからはっきりとした時期が示されていないところでございます。実際にまだ配分がされていないところでございます。

これは、この事業自体が国全体でどれぐらいの市町村からの申請があるのかというところもまだはっきりしない状況であるというところで、まだ具体的な額等が示されていないところであると考えているところなんですが、そういったような状況でございますので、今回の現時点での8月臨時会での充当額としては一般財源の充当でございますが、今後、国庫補助金の地方負担分に充当される臨時交付金、第3次配分となるかと思うんですが、こちらのほうが明らかになった時点で、予算上も充当をしていくという形になるかと考えております。

○4番沖園強議員 もう一点、先ほどからいろいろな御意見等もあるんですけど、事業費をまず 定めて、交付金事業で75%と、そして本市の上乗せ分が25%と、こうしたような形になってい るんですけど、他市の状況はどうなんですかね。

事業費の例えば臨時交付金で充当できる分を65にして、あと35なら35持っていくような地方 自治体ってあるもんですか。

**〇堂原耕一企画調整課参事** 他市の地方創生臨時交付金の充当の状況につきましては、残念なが ら今のところ把握できていないところでございます。総事業費に対して何%の地方創生臨時交付 金を充当しているかというところは把握できていないところです。

地方創生臨時交付金を活用した事業につきまして、実際の配分額を上回る額を事業費として計上している理由というのは幾つかございますが、これは国のQ&A等でもあらかじめ示されていることなんですが、実際に臨時交付金として計上する事業の検討に当たりましては、交付限度額は当然のことですが、入札減などによる執行残などがまず考えられるということがございます。

それと、可能性といたしまして実施計画を提出しない地方公共団体の存在も可能性としては考えられますので、そういったところでの分が再配分されて、最終的には各市町村に配分される単独事業分というのも増額される可能性もあるというところが国からは示されているようなところでございます。

ですので、できるだけ限度額よりも多くの事業費をまず積み上げておくことが重要であるということと、あと実際に交付される臨時交付金と申しますのは、この実施計画であらかじめ提出している事業間で流用と申しますか、配分は各市町村の判断ですることができるものでございます。そういったところから、まず限度額を上回り、かつできるだけ多くの事業、その交付金を配分する余地をできるだけ自由度が持てるような事業計上が望ましいというところで、国からもQ&A等で指導を受けているところでございますので、そういった考えで限度額を上回る事業費というものを計上しているところでございます。

- ○4番沖園強議員 いろんな努力をされて、いろんな分野に多くの事業を取り組んでいこうという努力は分かります。他市の状況等も、もしよければお示しいただければありがたいと思います。○中原重信議長 ほかにありませんか。
- O12番東君子議員 全国的にですね、コロナ禍で一番弱いところ、女性や子供ですね。そうなると、今度はDVや虐待、こういう様々な問題が起こって増えてきています。それで、DV被害者等支援強化事業の中の宿泊料、これは1万円掛ける3人掛ける14日。これは様々な形が考えられると思うんですね。

例えば、夜中にコロナの関係でDVを受けて、それで逃げられる方、あとは子供たちを連れて逃げられる方、これ形は様々だと思うんですけど、この3人というのは、例えばこれを母親として子供を連れていた場合に、乳幼児だったり、小学生だったり、今度は高校生だったりしたら、もうベッドが大人と2つ要るわけですよね。そしたら、これはどういうふうに市は考えていらっしゃって、この3人っていうのを打ち出されたんでしょうか。

○山口英雄福祉課長 新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、今議員が言われたとおり DVの関係とかが全国的に増えるんじゃないかということで見込まれているところでございます。 今回、補正予算でお願いいたしましたDV被害者等支援強化事業につきましては、本市におき ましてもこのような状況下におきまして、DVで緊急的に避難をする必要がある場合において、 その宿泊料等を予算計上するということでさせていただいたところでございます。

この積算根拠、1万円掛ける3人掛ける14日というふうにしておりますけれども、今申しましたとおり暫定的な、緊急避難的な宿泊料でございまして、3人というのはそれぞれ避難者はお子さんを連れているケースとか、連れていないケースとか、いろいろあると思いますけれども、3人としてありますが3件というふうなことで考えていただければというふうに思います。

**〇12番東君子議員** この宿泊先っていうのは、もう前もって市と契約というか、そういうピックアップをされている宿泊施設っていうのはあるんでしょうか。

**〇山口英雄福祉課長** まだ、現在ですね、正式に契約しているホテルとかそういったものはございませんけれども、これまで過去の事例でですね、暫定的にその都度契約して一時緊急避難的に DVのシェルターとして利用させていただいたホテル等ございますので、そういったところにはまた協力のお願いをしたいというふうに考えております。

**〇12番東君子議員** 大体ですね、こういうことが起きるのっていうのは、夜中だとか、市役所が閉まっている時間とか、そういうときが多いんじゃないかなと想像するんですが、まずはこれはやはり警察のほうに電話をしたら、そこからですね、スムーズに流れるような形になっているんでしょうか。

**〇山口英雄福祉課長** DV被害がありましたら、被害を受けた方が警察のほうに連絡をしていただきますと、すぐに警察のほうからこちらのほうにも連絡が来ますので、夜間であろうと、こちらのほうも出まして、その被害者の状況等を把握した上で緊急避難場所をどこにするかというのを選定して、所要の措置を講じているところでございます。

**〇12番東君子議員** その宿泊先に泊まっている間もですね、DV被害者の方に目を向けていただいてですね、相談に乗ってあげたり、子供がいらっしゃったらまた学校のほうだとか全体的によく見守っていただきたいなと思います。

○中原重信議長 ほかにありませんか。――これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

この際お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を 議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

〇中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって本臨時会の議事の全てが終了いたしましたので、令和2年第5回臨時会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中原重信

枕崎市議会議員 沖園 強

枕崎市議会議員 永 野 慶一郎